# 平成24年度 後期高齢者医療制度保険料 のお知らせ

続して行います。

図2

原則は「フ

,割軽減」

が、

5割軽減」

となって です

を基に算定を行い、決定します。23年中の所得金額と世帯(注1)の状況後期高齢者医療制度の保険料は、平成

※ 注 1 知書」を7月中旬にお届けします。24年度後期高齢者医療保険料額決定通被保険者(加入者)の皆さんへ「平成 とは、

らの転入者などはその時点)を基準に日時点の世帯(汚歳になる方、県外か(注1 「世帯」とは、平成24年4月1 して います。

## 保険料の計算方法

で算定されます ◎保険料は、県内どの地域でも同じ基準のようになっています。 ようになっています。保険料の計算方法は、 います 以下 の 図 1

ています 知らせのとおり、平成24年度に改定されとなっており、「広報うみ」4月号でお割率) は、2年ごとに見直されること ◎保険料は、 保険料率(被保険者均等割額 加入者一人一人に かかりま 所得

保険料の決まり方】

=

金額で 金等収入 経費」等の合計額で、入一給与所得控除」、 ◎総所得金額等とは、 公的年金等控除」、 各種所得控除前の 「事業収入 前年中の 「給与収の「公的年 | | | | | | | | | | |

得割額はかかりません。 所得金額等は33万円以下となるため所 ◎例えば、 年額が1 公的年金等の収入のみの方 53万円以下の場合は、 総

> 所得割額 総所得金額等一 所得割率 33 万円 (基礎 10.88% 控除額 と、被保

### 55,045円 保険料は、被保険者全員が負担する「被保険者均等割額」

+

険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。保険料 の上限は、年額55万円です。

### 保険料の 軽減に つ LJ

て

【図 1

保険料

## ●均等割額の軽減

(7)割(注2)、5割、2割軽減》を継軽減措置《被保険者均等割の9割、8.5

## 方は、

### ります。 ※ 注 3 みの場合は、収入額で211万円以下)の総所得金額等が引万円以下(公的年金の ●被用者保険 (注3) 所得割額の軽減 所得割額が5割軽減となり

# 置により「8. ※注2 原則は

の被扶養者であっ

ま

に加入す

る前

### 例外があります。 一公的年金等控除―15万円」となる等、一公的年金等収入の場合、「公的年金等収入本的には総所得金額等と同じですが、公※注4(図2内) 軽減対象所得金額は、基 で「会社などの健康保険の被扶養者」 た方は被保険者均等割額が9割軽減とな 後期高齢者医療制度に **人の軽減** 保険、国民健康保険組合は該当しません 員保険、共済組合をさします。 会管掌健康保険、 また、 被用者保険とは、全国健康保険協 所得割額はかかりません。 組合管掌健康保険、

国民健康

被保険者均等

## 一保険料の 減免制度に つ

合がありますので、住民課国保年金係へご難となった場合は、保険料が減免できる場 相談ください 災害や失業等により保険料の納付が困

## (減額認定証※1)が8月に更新額適用- 標準負担額減額認定証 ■後期高齢者医療制度の 限 度

健康診査は毎年度受け

ましょう。

後期高齢者医療制度の被保険者を対象

8月から後期高齢者医療制度の被保険者証が新

しくなります

お後

知らせい

高齢者

の

健康診査

の

現在の被保険者証(薄みどり色)は、平

年7月31日までの

有効期限とな

っ

(水色)

は、

7月下旬に郵送します。

た

1割負担となる条件

同じ世帯の被保険者全員の収入の

①本人の収入が383万円未満

②本人と同じ世帯の70歳~74歳の

方の収入の合計額が520万円

には、

健康診査を実施してい

平成25年3月末まで受診できる受い査を実施しています。該当する方上活習慣病(※)の早期発見のため

生活習慣病

※生活習慣病とは:

高血圧症、糖尿病、

脂質異常症、

そ

00

内臓脂肪

蓄積に起因するものを指.他の生活習慣病であって、

診票とお知らせをお送りしています。

となります

合計額が520万円未満

日から使用できる被保険者証

保険料の滞納がある場合は、通常

7月下旬にお届け は、8月1 成24年度の町民税が非課税世帯の方に 減額認定証をすでに持っている方で、平は、平成24年7月31日になっています。 現在、 使用中の減額認定証の有効期限 日からの新しい減額認定証を します。

未満

なります。 金が減額される場合があります。減額負担限度額や食費・生活費の一部負担である方については、入院の際の自己 認定証を持っていなかった方で、新た 年金係窓口での申請手続きが必要 に交付を希望する場合は、住民課国 同一世帯の全員が町民税非課 ī 保 税

※健康診査の目的から、生活習慣病の

後期高齢者医療の被保険者

受診対象者

### 印鑑・被保険者証 $\mathcal{O}$

※受診のときは、「被保険者証 (保険証)」

と(広域連合が郵送した)「受診票」

のうえ受診してください

|康診査の実施医療機関で個別に予約

●受診時の自己負担金

Õ

0 円

受診の方法

りません。

療を受けて

() る

方などは対象者と

な治

※収入額などを証明するもの(非課税証 のが必要になる場合があります 明書など)や入院期間が確認でき る ŧ

は再発行-

しますのでお問い合わせく 受診票が見あたらない場合

ださ

_	勿凹		` )	(	Z	坓
2	均等割額	領軽減の	割合	ع	対	象】

並 係 付 が 困	なる等、 すが、公 すが、公 を る り る り る り る り る り る り る り る り る り る	国民保保保 (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)						
【図2 均等割額軽減の割合と対象】								
均等割額軽減割合	平成 24 年度軽減後の 均等割額(年額)	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額 (注4)の合計額						
9割軽減	5,504円	【33万円(基礎控除額)】以下で、かつ【被保険者全員が 年金収入80万円以下(その他各種所得がない)】						
8.5(7)割軽減	8,256円	【33万円(基礎控除額)】以下						
5割軽減	27,522円	【33万円(基礎控除額) + 24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数】以下						
2割軽減	44,036円	【33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数】以下						

## 【申請に必要な

円未満となるときは、 帯主である被保険者の町民税の課税所19歳未満の世帯員がいる場合には、世帯に合計所得金額が38万円以下である をそれぞれ控除した後の額が1 16歳以上19歳未満は1 町民税の課税所得が1 被保険者が世帯主であり、 16歳未満は1 前年の12月31日現在におい 人当たり33万円 45万円以上で 人当たり12万円 割の自己負担 同じ世 -45万

- 「)」是党の課税所得が145万円ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかを行います。 自己負担割合は、原則1割月までの1年間の LF

がずれか 割 り 割 定

て、

あっても、

以

上である場合には、

3割となります。

得から、

ただし、町民税課税の所得が1

· 4 5 万

する場合は、住民課国保年金係の窓口 円以上であっても、次の1又は2に該当

ば

月まで

前年中の所得をもとに、8月から翌年7 己負担割合は、1割又は3割です。

医療機関にかかるときの医療費の

毎年

白

※平成24年8月以降の判定

険■ 者後期

の

自己負担割合をご確

【図3

者医療制度の被保

ださ

保年金係窓口へお問い

合わせくださ

1割負担の対象者】

世帯構成人数

2人以上の場合

2. 同じ世帯の被保険者が

本人のみの場合で、①

または②に該当する方

同じ世帯の被保険者が

証(水色)

が届かない場合は、

、住民課国

います。7月31日までに新しい被保険者 成25年7月31日までの1年間とな

口に提示してください。

有効期間は、平

って

しい被保険者証(水色)を医療機関の窓

でお受け取りいただくことがあります。 より短い有効期限の被保険者証を窓口

8 月 1

・日以降に受診されるときは、新

住民課国保年金係 合わせ】

●問い合わる

低651-31-県後期高齢者医療広域連合

<sup>°</sup>(この場合は申

3 広報うみ

TEL 6 5

お問い合わせセンタ 県後期高齢者医療広域連合